

熊本県告示第708号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------|----------------|---------------|
| 国立療養所菊池病院短期入所事業所 菊池郡合志町大字福原208番地 | 国立療養所菊池病院 菊池郡合志町大字福原208番地 高松 淳一 | 平成16年 3月31日 | 43000200086139 | 知的障害者 短期入所 |

熊本県告示第709号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の20の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 | 廃止年月日 | 事業所番号 | 事業の種類 |
|-------------------------------------|---------------------------------------|----------------|----------------|--------|
| 国立療養所菊池病院短期入所事業所 菊池郡合志町大字福原208番地 | 国立療養所菊池病院 菊池郡合志町大字福原208番地 高松 淳一 | 平成16年 3月31日 | 43000300044137 | 児童短期入所 |

熊本県告示第710号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年6月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成16年6月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 す る 区 間 | 延長 (メートル) | 備 考 |
|-------|------------|---|--------------|-----|
| 主要地方道 | 松島馬場線 | 天草郡栖本町大字河内字大原 2919番2地先から 同 所 同 字 2889番8地先まで | 311.0 | 単道改 |
| 一般県道 | 小鶴原 女木線 | 八代郡坂本村大字深水ろ字上嶽 686番3地先から 同 所 同 字 669番3地先まで | 14.0 | 災補道 |
| " | " | 八代郡坂本村大字深水い字倉谷 2367番2地先から 同 所 同 字 2367番2地先まで | 40.0 | " |

2 供用開始する期日 平成16年6月30日

熊本県告示第711号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成16年6月30日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一